

県道高梁御津線道路予備設計業務委託（８－１）

特記仕様書

本業務の施行に当たっては、岡山市調査，設計，測量業務等共通仕様書（以下、共通仕様書）に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

- 1 履行期間を厳守すること。
- 2 受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、主任技術者及び照査技術者の通知を行い、承認を得ること。なお、市担当監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。
- 3 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- 4 本作業中において疑義を生じたときは、計画機関と受注者との協議のうえ決定する。
- 5 業務計画書
 - (1) 受注者は、着手までに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 6 作業内容
 - (1) 設計計画
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出する。
 - (2) 現地踏査
受注者は、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行う。なお、現地調査(測量、地質調査、交通量調査)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受ける。
 - (3) 線形調整
道路改良区間内、急崖斜面と河川に挟まれた 3 工区（約 0.4km）において、拡幅の条件を箇所ごとに整理し、今後の道路詳細設計の基となる道路線形を立案する。このとき、過年度成果において、山側への拡幅（急崖斜面の切土案）及び河川内への拡幅（大型ブロック積み擁壁案）ともに工事費が増大することが示唆されていることに留意し、部分的な拡幅や待避所の設置などの安全対策も視野に検討する。

また、道路詳細設計が実施されている2工区の終点部から3工区に至る区間(約0.2km)について、3工区における改良の進捗や拡幅計画の変更に合わせ、暫定的に現道へすり付ける道路線形を立案する。

なお、上記区間における縦断計画及び横断計画は見込まない。

(4) 拡幅検討

道路改良区間の内、3工区の平地部(約0.3km)において、拡幅の条件を箇所ごとに整理し、極力現道を利用した道路線形を立案する。

なお、上記区間においては、概略的な縦断及び横断計画を立案する。

(5) 設計図作成

上記3工区の平地部(約0.3km)における「拡幅検討」により立案した道路線形及び縦横断計画について、以下の図面を作成する。

- 1) 平面図
- 2) 縦断図
- 3) 標準横断図
- 4) 主要構造物図

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成する。関係機関は河川管理者を予定する。

(7) 概算工事費

上記3工区の平地部(約0.3km)における「拡幅検討」により立案した道路線形及び縦横断計画について、共通仕様書第1211条設計業務の成果(5)に基づき、監督員と協議した単価と、一般図等を用いて算出した概略数量をもとに概算工事費を算定する。

(8) 用排水設計

道路改良区間の内、3工区の平地部(約0.1km)における既設道路横断管に係る用排水設計を実施する。これは、道路拡幅に伴い暗渠部の延伸を検討するために必要な情報として、流域・用排水系統ならびに流下能力を調査し把握するものである。

(9) 道路付帯構造物設計及び小構造物設計

上記3工区の「拡幅検討」区間(約0.3km)において、道路拡幅に伴う暗渠部の延伸や高低差解消のための擁壁について検討を行う。

道路付帯構造物は、一般構造物〔擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅2mまたは高さ1.5mを超えるもの)、地下道、取付道路(延長10m以上)、側道、階段工(高さ3m以上)等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計する。小構造物設計は、道路付帯構造物以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅2m以下かつ高さ1.5m以下)、

集水桝、防護柵工、取付道路(延長 10m未満)、階段工(高さ 3m未満)等の位置、形式、基本寸法等を決定する。

(10) 設計条件の確認

道路改良区間の内、2 工区及び 3 工区の平地部における擁壁または道路横断排水施設(計 3 箇所)の設計に係る設計条件の確認を行う。

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受ける。

(11) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行う。本業務では、拡幅に伴う擁壁または道路横断排水施設等の設置により、現道交通が確保されることを確認するものとする。

7 納入成果品

簡易報告書(電子成果物含む) 1部

- (1) 簡易報告書とは、紙に印刷した成果品を簡易加除式ファイルに綴じたものとする。
- (2) 図面は縮小版(A3)で印刷したものを提出すること。

8 各種図面のファイル化について

- (1) 各種図面(平面図、縦断図、標準断面図、横断面図、構造図、用地図(公図含む)等)は電子ファイル化して提出のこと。
- (2) 受注者が CAD ソフトを利用する場合は以下によること。
 - 1) 使用の CAD ソフト名及びそのバージョンを記載して提出のこと。
 - 2) CAD ソフトは SXF レベル 2 に対応しているものを使用すること。(可能な範囲)
- (3) 記録媒体は、CD-R の使用を原則とするが、他の記録媒体による場合は監督員と協議すること。
- (4) 記録媒体のフォーマット形式については監督員と協議すること。
- (5) 提出する記録ファイルについて、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。

(格納された全てのファイルについて実施)

 - 1) 市場性のある(シェアの高い)ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて(チェック前に最新データを取り込んだ後)ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。
 - 2) ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出すること。

9 設計にあたっては、受注者の創意工夫や技術力を発揮し、以下のものとなるよう最大限

努めること。

- (1) 建設されたものが良品質であること。
- (2) 低コストで建設できること。
- (3) 高耐久性であること。
- (4) 建設後の維持管理費が低廉であること。
- (5) 解体コストが低廉であること。
- (6) 解体時にリサイクルが容易であること。
- (7) 安全性が高いこと。
- (8) バリアフリー、ユニバーサルデザインの検討を行い、その結果を設計に反映すること。

10 岡山市のコスト縮減対策について、下記の事項を熟知した上、検討すること。

- (1) 「岡山市公共事業コスト構造改善プログラム」を熟知し、具体策を検討すること。
- (2) 以下について検討すること。
 - ① 工事コスト構造の改善
 - ② 事業便益の早期発現
 - ③ 工事に伴う環境負荷の低減
 - ④ 工事に伴う通行規制の改善
 - ⑤ ライフサイクルコスト（将来の維持管理費等の縮減）構造の改善

※上記は「岡山市公共事業コスト構造改善プログラム」に記載している
なお、このことについては下記のホームページでも確認できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004446.html>

11 インハウス VE の実施について

本業務では、インハウスVEを実施することとするが、構造改善プログラム内（別表1）新行動計画（改訂版）の見直しの「インハウスVEの実施」に基づき実施すること。
なお、その記録は「インハウスVE記録（コンサルタント記載用）」で提出すること。

12 数量のとりまとめについて（国土交通省に係る委託の場合）

本委託における数量の取りまとめは、国土交通省が定めた工事工種体系に沿った数量集計の様式「土木工事数量集計表様式（案）」によって行い提出のこと。

なお、このことについては下記のホームページでも確認できます。

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

13 委託業務チェックリストの実施について

岡山市委託業務チェックリスト運用要領に基づき照査すること。

岡山市委託業務チェックリスト運用要領及び様式は下記のホームページで入手できま

す。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032666.html>

14 建設副産物について

受注者は、建設副産物について、以下のことを念頭において設計にあたること。

- (1) 建設副産物が発生しない設計（現場内利用・現場内改良）
- (2) 資材については、経済性を考慮しながら再生材を使用することを原則とする。
- (3) 検討の結果として別添のリサイクル計画書を作成すること。

15 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

16 使用する技術基準等

受注者は、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書第 1201 条に定める最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。

17 現場打ち鉄筋コンクリート構造物のスランブ標準値について

「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成 29 年 3 月)」を基本とするが、一般的な鉄筋コンクリート構造物（コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工は除く。）におけるスランブ標準値は 12cm とすること。

18 機械式鉄筋継手工法を使用する場合について

機械式鉄筋継手工法を使用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」を基本とする。なお、重ね継手、ガス圧接継手を否定するものではなく、経済性や構造物の条件により使い分けること。

19 ウィークリースタンスの推進

- (1) 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し 1 週間における就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発

注者の協力のもと取組むものとする。

- ① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
 - ② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び 16 時以降に打合せはしない。
 - ③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
 - ④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
 - ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
 - ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
 - ⑦ 昼休みや午後 5 時以降開始の打合せをしない。
 - ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）
 - ⑨ その他、任意に設定。
- (2) ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。
- (3) 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- (4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>

リサイクル計画書 (概略・予備)

1. 事業(工事)概要

事務所名	
工事名	
施工場所	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 総利用量 (②+③+④)	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①*100	備 考
土 砂	m3	m3	m3	m3	%	
砕 石	m3	m3	m3	m3	%	
アスファルト混合物	m3	m3	m3	m3	%	
	m3	m3	m3	m3	%	

(注) 1 : 「③再生材利用可能量」には、他工事からの流用材も含む。
 2 : 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事 への搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦)/⑥*100	備 考
発 生 土	砂・砂質土	m3	m3	m3	m3	%	
	レキ質土	m3	m3	m3	m3	%	
	粘性土	m3	m3	m3	m3	%	
	その他	m3	m3	m3	m3	%	
	計	m3	m3	m3	m3	%	
コンクリート塊	m3	m3	m3	m3		%	
アスファルト塊	m3	m3	m3	m3		%	
建設汚泥	m3	m3	m3	m3		%	
建設発生木材	m3	m3	m3	m3		%	
	m3	m3	m3	m3		%	

(注) 1 : 土砂(建設発生土含む)の土量は、地山換算とする。
 2 : 地図、航空写真、踏査等から検討する。
 3 : 利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。
 4 : 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。
 5 : 最下段には、その他の建設副産物を搬出する場合に記入する。